はちおうじ総務相談所　事務所通信　第14号

2016年11月１日

年末調整と合同会社と私



普通郵便では送れませんね

はちおうじ総務相談所の長岡です。年末調整の時期も近づき、マイナンバーの収集に忙しく動かれている方もいらっしゃるのではないかと思われます。

私も何か所かにマイナンバーを提出しました。社労士報酬は源泉徴収の対象ですので、個人事務所の場合は番号の提出が必要です（行政書士は対象外）。提出するほうはともかく、集めて管理する人たちは大変でしょうから、それだけでも法人化する意味があるのかもしれません。

ちなみに、行政書士は二人以上が集まらないと法人化できませんが、社労士は一人でも法人を設立できます。ただし、前者は「行政書士法人」、後者は「社会保険労務士法人」となり、いずれも業務は限定されます。ですから、両方の資格を持っていたとしても、設立した社労士法人で行政書士業務を行うことはできないわけです。

行政書士業務も社労士業務も、そして認定支援機関業務も行える法人は作れません。そう考えると、法定業務は個人で受けて、それ以外の業務を法人で行うのが現実的なのかもしれません（マイナンバー問題は解決しませんが）。ここで私が選ぶなら、合同会社でしょうか。

合同会社も会社法に定められた「会社」であり、一人で出資して経営するのであれば、実務上は株式会社とあまり変わりません。株式会社は出資を集めるのが前提なので、有限会社の新規設立ができなくなった今は、出資者イコール経営者であれば、合同会社という選択肢もあるでしょう。でも、まだまだ知名度は低いように感じます。何年か前のことですが、株式会社でないと取引してくれない元請建設業者の話を耳にしたこともありました。

合同会社も同じ営利法人であって、出資者や役員（業務執行社員）の責任もほぼ同じレベルですので、もっと活用されてもよいのではないかと思う今日この頃です。

今月の予定（2016年11月）

12日（土）13日（日）第50回 日野市産業まつり

東京都行政書士会八王子支部による無料相談会を実施予定です。

30日（水）個人事業税の納付期限

今月の推薦図書　vol.14

『経理のためのマイナンバー実務がすべてわかる本』
小田隆一 著　2016年　ダイヤモンド社

経理事務を中心に解説されていますが、マイナンバーに関する実務が整理されていてわかりやすい本でした。昨年末から今年の初めにかけてマイナンバーを収集したものの、実際にどう扱ったらよいかわからず困っている方にお薦めです。

入退社時などの例外的な取り扱いはあったかもしれませんが、本格的な活用は今年の年末調整事務からですので、今までは厳重保管でマイナンバーに触れないことが正解だったのかもしれません。むしろ、「今から集めたほうが安全」という考え方もあるようです。

小規模の事業者さんであれば、中途半端なシステムを組むよりも、紙で保管するのが無難なようです。それほど頻繁に使うものではありませんから、多少面倒でも安全な方法を優先するべきなのでしょう。重要なのは、「システムよりも従業員の意識」ということでした。

我々のような個人事業主と取引があると、源泉徴収の際にマイナンバーの収集もセットになってしまいます。ですから、著者の提唱する「法人番号の個人事業主版」が実現するとお互いに助かりそうです。もちろん、関与先のみなさんを疑っているわけではありませんが……。

今月の推薦映画　vol.14

『バーン・アフター・リーディング』
イーサン＆ジョエル・コーエン 監督　2008年

タイトルを直訳すると、「読んだ後に燃やせ」ということでしょうか。機密書類などに印字されていることがあるのだとか（今でも？）。元CIA職員の落としたUSBメモリを拾ってしまった一般人が、大騒動に巻き込まれていくお話です。

拾ったUSBメモリを警察に届けていたら、そこで終わりだったでしょう。でも、それを悪用して儲けようとしてしまったばかりに、不幸な結末が訪れるわけです。やはり欲をかくとろくなことがないなと思わせる、そんな昔話のような一面もあるのではないでしょうか。

実際のところ、USBメモリに入っていたのはCIAの機密情報ではなかったのですが、かりに本物の機密情報が流出してしまったとしたら、映画のような大事件が起きる可能性もあるでしょう。現代社会における情報の重要性というものを考えさせられます。

中小企業にも、マイナンバーをはじめとした機密情報があるはずです。USBメモリに入れて外に持ち出すようなことはないでしょうが、社内であっても、取り扱いには十分に注意してください。この映画を見ると、情報を慎重に取り扱おうという意識が強くなるかもしれません。

編集後記

マイナンバーに関連して、源泉徴収について少し調べてみました。社労士は弁護士や税理士と同じですが、司法書士や土地家屋調査士は計算方法が違うのですね。ちなみに、法人であっても、馬主が受け取る賞金は源泉徴収が必要なのだとか。まあ、縁のない話ですけれど。

士業の法人化というのも、考えてみると、なかなかやっかいなものですね。行政書士と社労士（や他の士業と）の合同法人が設立できるとありがたいのですが、法定業務は資格があるからこそ行えるものということもあって、そのへんは難しいのかもしれません。

はちおうじ総務相談所　事務所通信　第14号　（2016年11月１日発行）
発行責任者：長岡俊行（行政書士・社会保険労務士・経営革新等認定支援機関）
お問い合わせ先：042-636-4000　nagaoka@802soudan.jp